別表六(一)の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「「⑿　＞　5　％　の　場　合　$\frac{9}{100}+(⑿-\frac{5}{100})\times0.3$　（小数点以下３位未満切捨て）　（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」」を「「⑺　＞　5　％　の　場　合　$\frac{9}{100}+(⑺-\frac{5}{100})\times0.3$　（小数点以下３位未満切捨て）　（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」」に改め、同第11号中「「税　額　控　除　割　合　⒀又は⒁　（⑽＝０の場合は0.085）」」を「「税　額　控　除　割　合　(8)又は(9)　（⑸＝０の場合は0.085）」」に改め、同第四号中「「⑹＞10％の場合の特例加算割合　$(⑹-\frac{10}{100})\times2$　（小数点以下３位未満切捨て）　（0.1を超える場合は0.1）」」を「「⑽」」に改め、同第四号中⒅の欄を「「税額基準割合の調整」の各欄」に、「別表六(九)「19」」を「別表六(九)「10」」に改める。

別表六(二)の表中

比較試験研究費の額（別表六(十)「10」）	を	比較試験研究費の額（別表六(十)「５」）	に、	平均売上金額（別表六(十)「５」）	を	平均売上金額（別表六(十)「10」）	に、	調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「７の②」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「７の②」）

に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(九)「19」」を「別表六(九)「10」」に改める。

別表六(三)の表を次のように改める。